## 『専門実践教育訓練給付金制度』のご案内

教育訓練給付金制度とは、一定の条件を満たす雇用保険の被保険者(在職者)又は、被保 険者であった方(離職者)が、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練講座に支払った経費(入 学金や授業料など)の一部がハローワークから支給されるという制度です。

入学・出願をお考えの方で「専門実践教育訓練給付金制度」のご利用を検討されている方は、受講開始日の1か月前(2025年2月28日(金))までにハローワークで申請の手続きをご自身でおこなうことになります。

≪専門実践教育訓練給付金制度に関するご質問については、 ハローワークに直接お問い合わせください。≫

## 専門実践教育訓練給付金の支給対象者

以下の①または②のいずれかに該当する方は、受給資格がございます。なお、ご自身の受給資格の有無については、必ずハローワークにて「支給要件照会」をおこない、ご確認ください。

①雇用保険の被保険者(在職者)

専門実践教育訓練の受講を開始する日 (注1) に、雇用保険の被保険者であり、 支給要件期間 (注2) が3年以上 (※) ある方

②雇用保険の被保険者であった方(離職者)

専門実践教育訓練の受講を開始する日<sup>(注1)</sup>に、雇用保険の被保険者でない方のうち、 離職日の翌日から専門実践教育訓練の受講開始までの期間が1年以内であり、かつ 支給要件期間が3年以上(※)ある方

※ 原則は3年以上と定められていますが、初めて教育訓練給付の支給を受けようとする方については、支給要件期間が2年以上あれば可とされています。また、平成26年10月1日前に教育訓練給付を受給した方についても、その受給に係る受講開始日から今回の受講開始日までに、通算した被保険者期間が2年以上あれば可とされています。



- (注1) 専門実践教育訓練の受講を開始する日とは、本校通信課程の場合は 入学する年の4月1日です。
- (注2)支給要件期間とは、受講開始日までの間に同一の事業主の適用事業に 引き続いて被保険者として雇用された期間です。他の事業所で 雇用されていた方については、被保険者資格の空白期間が1年以内の 場合のみ、他の事業所での雇用期間も支給要件期間に含まれます。

前身の「大阪国際福祉専門学校」から「大阪国際福祉資格センター」への変更をしますので、必要事項につきましては、指定後にハローワークでご確認頂ける体制を現在整えております。

大阪国際福祉資格センター(指定申請中) 社会福祉士養成通信課程